

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 3 3 号

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

相模原市国民健康保険条例(昭和 3 4 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 2 号中「2 9 5, 0 0 0 円」を「3 0 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「5 4 5, 0 0 0 円」を「5 6 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の相模原市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。